

国立研究開発法人 理化学研究所
情報セキュリティ基本方針

第 1.0 版 平成 30 年 10 月

情報セキュリティ基本方針

1. 目的

国立研究開発法人理化学研究所（以下、「研究所」という。）は、すべての情報資産に対する機密性、完全性、可用性の確保、向上を通じて、研究所における事業継続性の確保と、その社会的責任を果たすことを目的として、情報セキュリティ基本方針（以下「方針」という。）を定め、これを実施し推進する。

2. 適用範囲

研究所の業務活動に係る情報、情報システム及びネットワーク設備等の情報資産を本方針の適用範囲とする。

3. 法令遵守

研究所の業務に従事するすべての役職員等は、情報セキュリティに関する各種法令、日本国政府が定める指針及び規範他を遵守する。

4. 情報セキュリティ管理体制の確立

研究所は、情報セキュリティに係る管理体制を整備し、組織として統一された情報セキュリティ管理を実施する。

5. 情報セキュリティ対策規程の制定

研究所は、情報セキュリティ管理に係る遵守すべき行為、責任分担、権限及び判断基準などを統一的に定めるための基本要件を明記した情報セキュリティ対策規程を制定する。

6. 情報セキュリティ対策の実施

研究所は、情報資産に応じて、必要とされる情報セキュリティ対策を確実に実施することで、情報セキュリティインシデントの発生の予防に努めるとともに、情報セキュリティインシデントが発生した場合であっても、迅速に対応し、被害を最小限に留めるとともに、再発防止に努める。

7. 情報セキュリティ教育・訓練の実施

研究所の業務に従事するすべての役職員等は、情報セキュリティの重要性を認識するための教育・訓練を通じて、情報セキュリティ対策が適正に実施されるよう努める。

8. 情報セキュリティ対策実施状況の評価及び継続的改善

研究所は、本方針、情報セキュリティ対策規程が遵守され、適切に運用されていることを定期的に点検、評価し、情報セキュリティ対策に係る継続的な改善を図る。